

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十七年一月十三日 建設省告示第三十二号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」といふ。） 第二百二十六条の二第一項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を次のとおり定める。</p> <p>火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は令第二百二十六条の三第一項各号（第三号を除く。）に定める構造の排煙設備が設けられており、かつ、当該排煙設備の排煙口が第一から第三までに該当するものである建築物の部分とする。</p> <p>第一 床面からの高さが、二メートル以上で、かつ、天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの二分の一以上の壁の部分に設けられていること。</p> <p>第二 当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。</p> <p>第三 排煙上、有効な構造のものであること。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この告示は、平成十二年 月 日から施行する。</p>	<p>排煙口で、建築基準法施行令第二百二十六条の三第三号中排煙口の壁における位置に関する規定によるものと同等以上の効力があると認める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十七年一月十三日 建設省告示第三十二号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十八条の規定に基づき、天井の高さが二メートル以上の建築物又は建築物の部分に設けられた排煙口で、次の第一から第三までに該当するものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の三第三号中排煙口の壁における位置に関する規定にかかわらず、当該規定によるものと同等以上の効力があると認める。</p> <p>第一 床面からの高さが、二メートル以上で、かつ、天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの二分の一以上の壁の部分に設けられていること。</p> <p>第二 当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。</p> <p>第三 排煙上、有効な構造のものであること。</p>

